

第188回一関市教育委員会定例会

日時：平成31年1月25日（金）

午後2時15分～4時00分

場所：山目小学校多目的ホール

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第1号 教育機関の長の人事に関し議決を求めることについて

議事日程第2 議案第2号 一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第3 協議第1号 平成31年度教育委員会教育行政方針について

議事日程第4 協議第2号 学校給食費の公会計化について

3 報 告

(1) 職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

(資料No.1)

(2) 行事報告及び2月行事予定について

(資料No.2)

4 その他

(1) 学校統合の推進及び幼稚園のこども園化について

(資料No.3)

(2) 小中学校へのエアコンの整備について

(〃)

(3) 平成30年中に議会で採択された請願について

(資料No.4)

5 閉 会

第188回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第1号	教育機関の長の人事に関し議決を求めることについて
議案第2号	一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定について
協議第1号	平成31年度教育委員会教育行政方針について
協議第2号	学校給食費の公会計化について

議案第1号

教育機関の長の人事に関し議決を求めることについて

次のとおり教育機関の長の人事を行うことについて議決を求める。

平成31年1月25日提出

一関市教育委員会教育長 小菅 正晴

1 任命（平成31年1月25日付）

任命の職	職・氏名	年齢	備考（任期）
芦東山記念館長事務取扱	教育長 小菅 正晴	62	平成31年1月25日～

理由

芦東山記念館長の死亡退職に伴い、後任が決定するまでの間を教育長がその職の職務を代行しようとするもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第2号

一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成31年1月25日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

一関市職員人事評価実施規程（平成28年一関市・一関市教育委員会・一関市選挙管理委員会・一関市監査委員・一関市農業委員会・一関市消防本部・一関市水道事業・一関市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

4

改正前	改正後
<p>(評価者等)</p> <p>第4条 人事評価は、別表に定める一次評価者及び二次評価者が行う。 ただし、これにより難しいときは、別に定めるところによる。</p>	<p>(評価者等)</p> <p>第4条 人事評価は、別表に定める一次評価者及び二次評価者が行う。 ただし、これにより難しいときは、別に定めるところによる。 <u>2 係長級（主任主査を除く。）又は課長補佐級の職員は、主査級以下の職員の一次評価の評価補助者として当該評価に係る補助を行う。</u></p>
<p>(育成面談)</p> <p>第14条 一次評価者は、二次評価結果を確認した後、被評価者に評価結果及び内容を開示する面談を行う。 2 一次評価者は、前項の開示を行った後に、評価結果及びその根拠となる事実に基づき、被評価者の能力向上及び業績向上のための指導及び助言を行い、人材育成を図るものとする。</p>	<p>(育成面談)</p> <p>第14条 一次評価者は、二次評価結果を確認した後、被評価者に評価結果及び内容を開示する面談を行う。 2 一次評価者は、前項の開示を行った後に、評価結果及びその根拠となる事実に基づき、被評価者の能力向上及び業績向上のための指導及び助言を行い、人材育成を図るものとする。 <u>3 一次評価者が特に必要と認める被評価者については、前2項の規定による面談に加え、職員課長との面談を行うことができる。</u></p>

別表（第4条関係）

被評価者	一次評価者	二次評価者
<u>課長補佐級以下の職員</u>	課長級又は <u>次長級の職員</u> （施設の長を含む。）	部長級の職員
課長級の職員	部次長級の職員	部長級の職員
部次長級の職員	部長級の職員	副市長
部長級の職員	副市長	市長

備考

- 1 被評価者数が10人を超える所属においては、評価補助者を被評価者が所属の課長補佐又は係長のうちから職員課長が指名する。
- 2 市長部局以外の所属においては、この表の例により別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

被評価者	評価補助者	一次評価者	二次評価者
<u>主査級以下の職員</u>	係長級（主任主査を除く。）又は課長補佐級の職員	課長級又は部次長級の職員（施設の長を含む。）	部長級の職員
<u>係長級及び課長補佐級の職員</u>	＝	課長級又は部次長級の職員（施設の長を含む。）	部長級の職員
課長級の職員	＝	部次長級の職員	部長級の職員
部次長級の職員	＝	部長級の職員	副市長
部長級の職員	＝	副市長	市長

備考

市長部局以外の所属においては、この表の例により別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

理由

次の理由により所要の改正をしようとするものである。

- ① 一次評価者の育成面談のみでは能力向上及び業績向上が見込まれない職員には、職員課長と育成面談をすることができるようにするもの
- ② 評価精度の向上、一次評価者の負担軽減及び係長級・課長補佐級職員の部下のマネジメント力向上のため、係長級及び課長補佐級の職員を評価補助者に位置づけるもの

これが、この議案を提出する理由である。

なお、本規程は、一関市・一関市教育委員会・一関市選挙管理委員会・一関市監査委員・一関市農業委員会・一関市消防本部・一関市水道事業・一関市議会の各任命権者が合同で発するものである。

教育委員会における評価者体系

* 現行 別表（第4条関係）

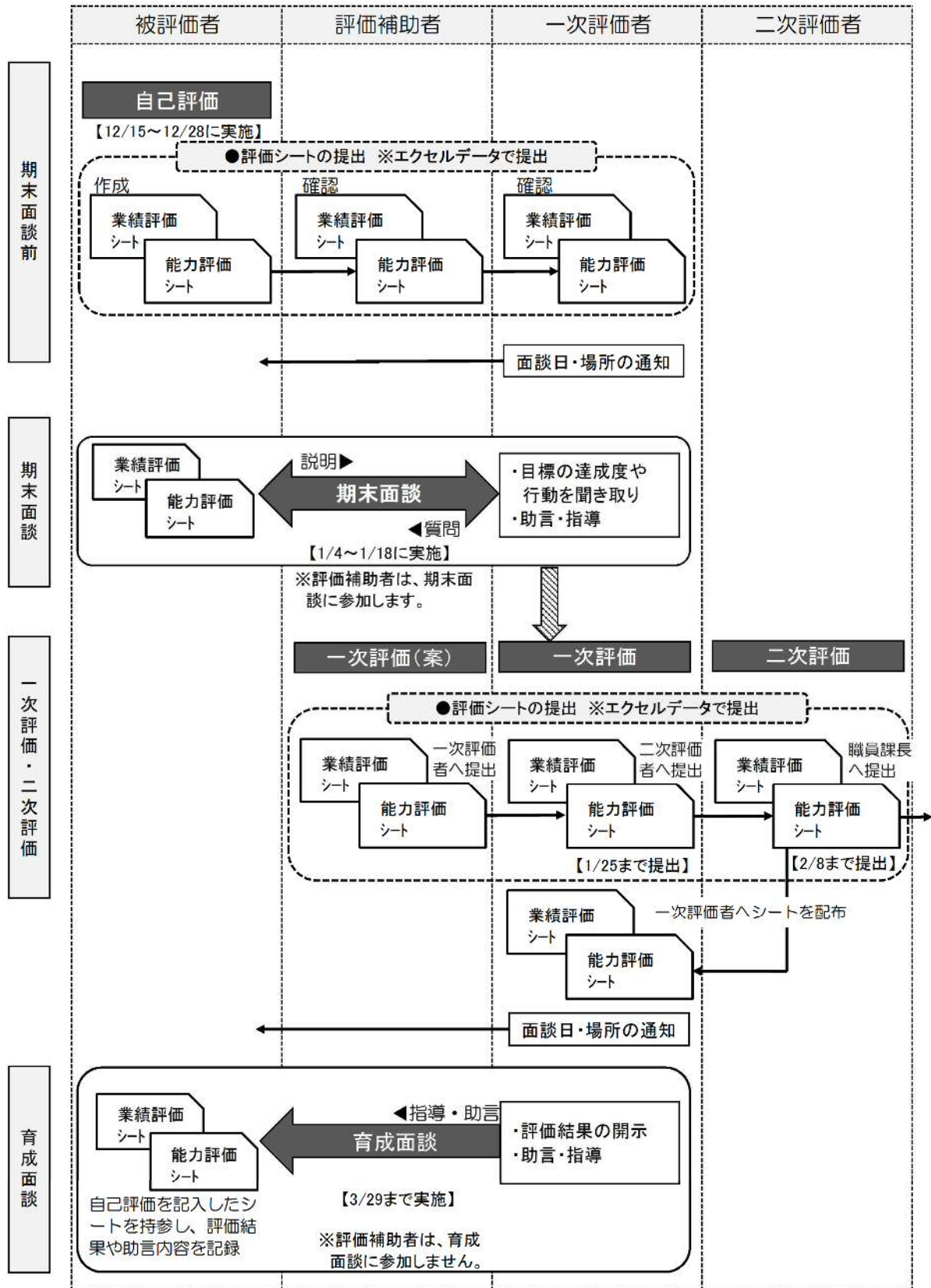
被評価者	—	一次評価者	二次評価者
<u>課長補佐級以下の職員</u>	—	課長級又は <u>次長級</u> の職員（施設の長を含む。）	部長級の職員
課長級の職員	—	部次長級の職員	部長級の職員
部次長級の職員	—	部長級の職員	教育長
部長級の職員	—	教育長	—

備考 1 被評価者数が10人を超える所属においては、評価補助者を被評価者が所属の課長補佐又は係長のうちから職員課長が指名する。

* 改正後 別表（第4条関係）

被評価者	評価補助者	一次評価者	二次評価者
<u>主査級以下の職員</u>	<u>係長級（主任主査を除く。）又は課長補佐級の職員</u>	課長級又は <u>部次長級</u> の職員（施設の長を含む。）	部長級の職員
<u>係長級及び課長補佐級の職員</u>	—	<u>課長級又は部次長級の職員（施設の長を含む。）</u>	<u>部長級の職員</u>
課長級の職員	—	部次長級の職員	部長級の職員
部次長級の職員	—	部長級の職員	教育長
部長級の職員	—	教育長	—

<自己評価から育成面談までのながれ> (評価補助者が指定されている場合)



協議第 1 号

平成 31 年度教育委員会教育行政方針について

平成 31 年度教育委員会教育行政方針を別紙のとおりとすることについて協議します。

平成 31 年 1 月 25 日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

平成31年度教育委員会教育行政方針

第69回市議会定例会の開会にあたり、平成31年度の教育行政施策について申し上げます。

1. はじめに

◆今日の教育を取り巻く社会環境は、多様に変化しており、グローバル人材の育成、キャリア教育の推進、子どもの状況に応じた特別支援の充実、いじめ防止等の対策、人格形成の基礎となる幼児教育の振興など、教育の質の向上が求められています。

また、市民の学習意欲の高まりに応じた多様な学習機会を提供することや、先人からの文化を受け継いでいくこと、文化財を保護し、活用することが求められています。

現在、市内の小中学校は、小学校が28校、中学校が16校の合わせて44校で、今後においても学校統合が計画されているところであります。

このように、少子化が進むなかで、一関の持続的な発展を支えていくためには、将来を担う心身共に健やかな人材の育成が欠かせないものと認識しております。

子どもたちが、ふるさと一関に誇りと愛着を持ち、地域を支える人材に成長するよう、教育行政を推進してまいります。

2. 重点的に取り組む施策（重点プロジェクト等）

◆平成31年度は、教育振興基本計画の前期計画4年目となります。

この計画の目標に掲げた「学びの風土を^{いしずえ}礎に心豊かにたくましく郷土の誇りを未来につなぐ一関の人づくり」この実現に向けて、四つのプロジェクトを重点としながら、計画の着実な推進を図ってまいります。

それでは、四つの重点プロジェクトから、申し上げます。

(1) ことばを大切にせる教育プロジェクト

◆まず、一つ目は、「ことばと読書」「ことばの響き」「ことばの先人」を柱として、子どもたちに、語彙の豊かさ、ことばの感性、心の豊さを育むことを目指す「ことばを大切にせる教育プロジェクト」であります。

「ことばと読書」については、学校図書館と市立図書館との連携や読書普及員の

配置により、児童生徒の読書活動を推進してまいります。

「ことばの響き」については、市立の幼稚園、こども園、保育所の全園と全小学校において毎日10分程度の「ことばの時間」を設定し、ことばの力を育て、心の豊かさを育ててまいります。

幼稚園等では、響きやリズムのよい諺などに触れ、楽しみながらことばを学んでまいります。

小学校では、独自に作成した「ことばのテキスト『言海』」を用いて、音読・^{そどく}素読に取り組み、ことばの感性を高めてまいります。また、音読に関する講演会を実施し、「ことばの時間」の一層の充実につなげてまいります。

「ことばの先人」については、博物館学芸員が小中学校に出向き、ことばを通じて人々に大きく影響を与えた先人を学ぶ授業を行い、郷土を知り、郷土への誇りを育ててまいります。

(2) グローバル人材育成プロジェクト

◆二つ目は、グローバル化していく現代社会に対応できる人材の育成を目指す「グローバル人材育成プロジェクト」であります。

キャリア教育については、「地域に学び、地域で育てる」という視点に立って、引き続き中学生社会体験事業に取り組んでまいります。

さらに、中学生最先端科学体験研修や小学生及び中学生を対象とした英語の森キャンプの実施、外国語指導助手を幼稚園、小中学校に派遣し、英語力の向上を図るなど、多様な人との関わりを通じて、創造性やチャレンジ精神、国際理解などグローバル社会の中で求められる力を培ってまいります。

また、多文化共生、多様な価値観を理解するうえでの土台となる子どもたち自らのアイデンティティーを確立させるため、郷土の先人や歴史・文化を題材にした学習を進めてまいります。

(3) 学校と地域の協働推進プロジェクト

◆三つ目は、地域とともに歩む学校を目指す「学校と地域の協働推進プロジェクト」であります。

学校の情報や活動の様子をホームページ等で発信するとともに、保護者や地域住民が学校評議員として関わるなど、開かれた学校づくりを進めてまいります。

また、豊富な社会経験を持つ地域の方々に、ゲストティーチャーや学校支援ボランティアとしてご協力いただき、その経験を学校教育に生かすなど、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を育む取組を進めてまいります。

(4) 世界遺産拡張登録推進プロジェクト

◆四つ目は、骨寺村荘園遺跡の世界文化遺産拡張登録を目指す「世界遺産拡張登録推進プロジェクト」であります。

これまでの調査研究をふまえて、構成資産として推薦書に盛り込まれるよう、課題を整理し、研究者等専門家の助言をいただきながら、県・関係市町と連携して拡張登録に向けた取組を進めてまいります。

また、重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の保全活用に地域住民と協働で取り組むとともに、骨寺村荘園遺跡の理解を深めるための講座等を開催するなど、遺跡の保護や拡張登録への気運醸成に努めてまいります。

(5) 教育環境の充実

◆このほか、学校規模の適正化については、児童生徒数の減少状況、義務教育施設の現状を踏まえ、より良い教育環境の確保に向け、各地域単位を基本としながら進めてまいりました。

今後の計画としては、平成 34 年度に室根地域の 2 校の小学校を 1 校に、平成 35 年度に花泉地域の 6 校の小学校を 1 校に統合する予定です。

東山小学校については、平成 31 年度の完成を目指し、平成 30 年度に引き続き長寿命化改修による新校舎及び屋内運動場の建設に取り組めます。

また、室根地域統合小学校については、実施設計に取り組み、花泉地域統合小学校については、用地取得や実施設計に取り組んでまいります。

そのほかの地域においても、今後の児童生徒数の推計などを示しながら、地域の方々や保護者等とともに、学校規模の適正化を考えてまいります。

◆学校施設の環境整備については、児童生徒の熱中症対策として、すべての市立小中学校の普通教室等に冷房設備を整備し、安全・安心を確保するとともに、小中学校のトイレの洋式化を進め、快適性の向上に努めてまいります。

◆少子化や保護者ニーズに対応した幼稚園のこども園化等については、今後も質の高い幼児期の教育、保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育所の配置状況や入所状況を勘案しながら、市長部局と連携して取り組んでまいります。

以上は、平成 31 年度において特に重点的に取り組む内容ですが、教育行政の具体的な施策について、教育振興基本計画に定める施策の基本方向に沿って申し上げます。

3. 社会を生き抜く力を育む学校教育の充実

一つ目に「社会を生き抜く力を育む学校教育の充実」について申し上げます。

(1) 学力の育成

◆確かな学力の育成については、算数・数学を重点教科に位置づけ、学習支援員の配置による指導を行うほか、「わかる授業づくり」のポイントを示した「授業改善パンフレット」の改訂を行うなど、各学校における授業改善を推進し、児童生徒の学力の向上を図ります。

また、学校が家庭と連携し、児童生徒にしっかりとした家庭学習の習慣が身につくように、学校ごとに授業と連動した取組を推進します。

さらに、日本教育学会の支援期間の最終年度に当たりますが、大学の教授等を講師に、算数・数学の研修会を開催するほか、指導主事や学習指導専門員を小中学校に派遣して指導を行うことにより、教員の授業力の向上に努めてまいります。

(2) 豊かな心の育成

◆豊かな心の育成については、道徳教育においては、新学習指導要領で示されたように「考える道徳・議論する道徳」への転換を図ってまいります。

このほか、ことばの力を育てる教育、福祉・ボランティア教育などを充実させるとともに、積極的に自然体験、社会体験活動を取り入れます。

また、家庭、PTA及び市内の幼児期から大学までの各教育機関と連携し、あいさつの推進など共通の目標を設定しながら、子どもたちの社会性を育ててまいります。

(3) 健やかな体の育成

◆健やかな体の育成については、保健面からは、児童生徒がバランスの取れた食事や規則正しい生活など、望ましい生活習慣について考え、実践していく取組を推進してまいります。

運動面からは、体育授業の充実のほか、小学校での休み時間を利用した、なわとびやランニング、中学校での運動部活動など、日常的に運動の機会を確保する取組を推進してまいります。

また、県全体で推進している1日60分以上の運動、いわゆる「60^{ろくまる}運動」に家庭・地域と連携して取り組んでまいります。

なお、中学校の部活動については、昨年11月に定めた部活動の在り方に関する方針に基づき、各学校において平日週1日と日曜日を休養日に設定し、体力や競技

力の向上とともに健康や生活とのバランスにも配慮した活動を推進してまいります。

(4) 学校給食

◆学校給食については、安全・安心な給食の提供に努めるとともに、地場産品や「もち」などの郷土食の提供のほか、望ましい食習慣の形成に向けた食育指導の充実を図ってまいります。

また、学校給食の会計については、これまで給食センターごとに運営してまいりましたが、今後、会計処理の透明性を確保するため、公会計化を検討してまいります。

(5) 社会の変化に応じた教育

◆社会の変化に応じた教育については、職業観・勤労観の育成を図りつつ、変化に柔軟に対応する力を育むためのキャリア教育を、発達段階に応じて推進してまいります。

また、ICTを活用した授業を積極的に展開し、情報活用能力の育成を図るとともに、情報モラルが身に付くよう、家庭との連携によりSNS等の安全利用などについても指導してまいります。

なお、新学習指導要領においてプログラミング教育が取り上げられることから、授業のあり方等も含め、準備を進めてまいります。

(6) 特別支援教育

◆特別支援教育については、幼児期からの就学相談体制の充実を図るとともに、幼稚園には、きめ細^{こま}かな指導支援員を配置し、集団生活への適応を支援してまいります。

また、全国的な傾向ではありますが、特別な支援を必要とする児童生徒の割合が増加していることを踏まえ、特別支援コーディネーターを増員し、就学支援や学校の特別支援教育への相談活動などを推進してまいります。

さらに、継続して小中学校への学校サポーターの配置を行い、個別の支援計画に基づき、一人ひとりに応じた支援の充実を図ってまいります。

(7) 学校適応指導

◆学校適応指導については、不登校児童生徒の割合が増加傾向にあることから、教育相談員による学校訪問や適応支援教室「^{たんぽぽ}TANPOPO広場」における学習支援と交流

体験活動などを充実させてまいります。

また、適応支援相談員による相談活動等を通じて、不登校児童生徒一人ひとりの状況を踏まえながら、きめ細かに支援してまいります。

(8) いじめ対策

◆いじめの状況については、いじめの把握状況がよりきめ細かになったことから、いじめ報告件数については増加しておりますが、その対策については、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき組織的に対応し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、一関市いじめ問題対策連絡協議会での話し合いなどにより、関係機関との情報共有や連携を強化してまいります。

(9) 幼稚園

◆幼稚園については、新教育要領でも重点とされているように、小学校との連携を密接にし、就学前教育の充実を図ってまいります。

また、預かり保育の実施、低所得者層への教材費等の補足給付により、子育て世代を支援してまいります。

(10) 学校安全

◆学校安全については、放射性物質による汚染対策として、引き続き、学校施設や給食食材等の放射線量を測定してまいります。

また、スクールガードリーダーの巡回指導や地域ボランティア等の見守り活動の協力をいただきながら、登下校時における児童生徒の安全を確保してまいります。

(11) 教職員の働き方改革

◆教職員の働き方改革については、業務内容の見直しや勤務時間を意識した働き方を進めるなど長時間勤務の是正を図り、教職員がいきいきと仕事に向かうことで、教育の質の一層の確保・向上を図ってまいります。

また、中学校においては、部活動指導との関係で長時間勤務になりがちなことから、部活動休養日の設定や活動時間の基準を定め、改善に努めてまいります。

4. とともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進

二つ目に「とともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進」について申し上げます。

(1) 社会教育

◆社会教育については、市民が生涯にわたって自ら学ぶことができるよう、ニーズに対応した市民センター等の講座を企画するなど、多様な学習機会を提供してまいります。

また、学習した成果を地域づくりに生かせるように取り組んでまいります。

(2) 家庭教育

◆家庭教育については、子どもの規範意識や倫理観が、家庭での教育やしつけなどを通して育まれるものであることから、学校、家庭、地域などと連携し、命の大切さや我が家のルールなど、家庭で大切にしたいことを盛り込んだ「いちのせきの家庭教育10か条」の普及を図るほか、PTAや市民センターと連携し、教育の原点である家庭教育を支援してまいります。

(3) 図書館

◆図書館については、市全体の貸出冊数が県内市町村で最も多いなど、多くの方々に利用されているところであります。今後も、図書館サービスの向上に努め、市民が集う地域の情報拠点としての役割をより高めてまいります。

また、学習ニーズに対応した読書環境の充実に努めるとともに、市内8館が地域の特色を生かした運営を進めてまいります。

さらに、学校図書館への支援や、乳幼児健診等で司書が読み聞かせを行うなど、館外サービスにも取り組んでまいります。

(4) 博物館

◆博物館については、市民はもとより、宮城県北からの入館者が増加するなど当地方をはじめとする歴史や文化に対する関心が高まっているところであり、運営の充実に努めてまいります。

平成31年度は企画展として平泉周辺の仏像を取り上げ、平成30年度に国指定重要文化財となった大東町の東川院とうせんいんの木造観音菩薩坐像を中心に紹介してまいります。また、テーマ展や和算講座など事業の充実に努めてまいります。

併せて、芦東山記念館、石と賢治のミュージアム、大籠キリシタン殉教公園及び平成30年度に開館した民俗資料館についても、展示の充実に努めるなど、身近な場所で地域の歴史・文化が学べる場を提供してまいります。

5. 誇りと愛着を醸成する文化の継承

三つ目に「誇りと愛着を醸成する文化の継承」について申し上げます。

(1) 文化財の保護

◆文化財の保護については、文化財の修繕や保護活動への助成等により、地域の文化財を良好な形で後世に伝えてまいります。

また、国の登録有形文化財である旧東北砕石工場の改修工事を行い、平成32年度からの公開を図るほか、文化財等の標柱解説板整備により、当市の歴史や文化の理解促進と文化財保護意識の啓発に努めてまいります。

(2) 地域文化の伝承

◆地域文化の伝承については、郷土芸能団体の活動を支援するほか、民俗資料館においては、市民ボランティアの協力を得ながら、昔の生活道具を使った体験学習の機会などを提供してまいります。

6. おわりに

以上、平成31年度の教育行政施策の概要を申し上げましたが、各施策の推進にあたっては、学校、家庭、地域、企業、行政が共通理解のもと、当市の教育行政に携わる全ての関係者の連携・協働が必要であります。

教育委員会といたしましては、地域資源を生かした教育行政施策を進め、郷土の誇りを未来に引き継ぎ、新たな創造を加えてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに市民、教育関係者の皆さまのご理解、ご協力、ご指導を心からお願い申し上げます。

協議第2号

学校給食費の公会計化について

学校給食費の公会計化を別紙のとおりとすることについて協議します。

平成31年1月25日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

学校給食費の公会計化について

公会計化の意義

- ① 会計処理の透明性の確保
- ② 債権債務の明確化
- ③ 保護者の公平性の確保（負担した分の給食を提供）
- ④ 教職員等の負担軽減

現 状

合併前の旧市町村ごとに会計方式が異なっていたが、**平成20年度から私会計で統一。**

○集金…各学校・学校給食センター（方法は様々）

○食材の支払い…学校給食センター

○徴収状況（平成29年度実績）

	調定額	収入額	収納率	未納額	未納率
現年度	450,305,826	448,550,350	99.6	1,755,476	0.4
過年度	6,110,652	1,534,672	25.1	4,575,980	74.9
合計	456,416,478	450,085,022	98.6	6,331,456	1.4

給食費は平成27年度に統一

小学校（年額） 44,200円 / 中学校（年額） 50,600円

課 題

- ① 保護者負担の軽減(集金業務・振込手数料)
- ② 教職員の業務改善（文科省「学校における業務の適正化に向けて」（平成28年6月13日））
- ③ 金銭取扱い上の事故が発生する懸念
- ④ 債権者の曖昧さ 等

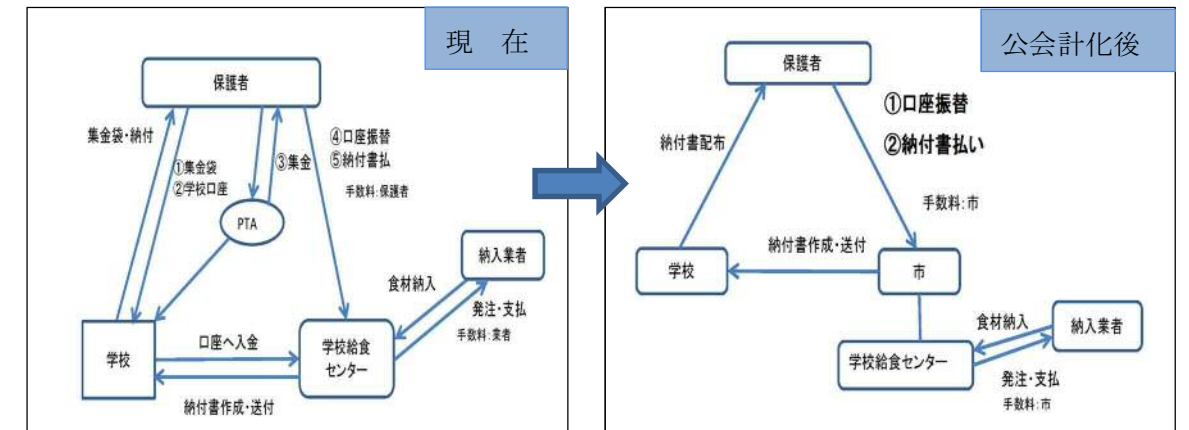
国・県内の動向

- (1) 国の動き
（文科省）教職員の業務改善＝学校給食費の徴収業務は学校以外で行うべき
⇒ 平成30年度に公会計のガイドラインを検討・策定
- (2) 県内他市の状況
公会計化を進めている市…花巻市・北上市
平成30年度から公会計化…二戸市
すでに公会計化…奥州市

公会計化のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
保護者	① コンビニ納付等納付方法の簡便化 ② 口座振込手数料の負担減 ③ PTA集金の負担がない	口座登録の手続き
学校	教職員の事務負担軽減	
食品納入業者	① 振込手数料負担がない ② 請求から支払までの期間が短縮	
市	① 現金を取り扱わないことによる金銭事故防止 ② 債権管理条例が適用となり、収納管理が行いやすい ③ 債権者が明確になる	① 収納率の低下の懸念 ② 学校での細かな督促ができない ③ システムに係る初期経費

集金方法の統一化（市へ口座振替・納付書払い）



スケジュール

平成31年度 準備期間（例規関係整備・システム契約・保護者周知等）
平成32年度～公会計開始

30年度			31年度												32年度				
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
関係課との協議															公会計開始				
			例規関係 保護者周知																
			システム契約																
			金融機関との協議（収納課対応）																
			口座振替用紙配布・回収																
			システム導入																